

12 月 10 日（火）

令和 6 年 12 月 10 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

2 番	永 山 敏 郎	（県民連合立憲）
3 番	今 村 光 雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工 藤 隆 久	（ 同 ）
5 番	福 田 新 一	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	本 田 利 弘	（ 同 ）
7 番	山 内 いっとく	（ 同 ）
8 番	山 口 俊 樹	（ 同 ）
9 番	下 沖 篤 史	（ 同 ）
11番	黒 岩 保 雄	（ 同 ）
12番	渡 辺 正 剛	（ 同 ）
13番	濱 砂 守	（ 同 ）
14番	脇 谷 のりこ	（親 和 会）
15番	松 本 哲 也	（県民連合立憲）
16番	山 内 佳菜子	（ 同 ）
17番	坂 本 康 郎	（公明党宮崎県議団）
18番	二 見 康 之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	日 高 博 之	（ 同 ）
20番	後 藤 哲 朗	（ 同 ）
21番	佐 藤 雅 洋	（ 同 ）
22番	安 田 厚 生	（ 同 ）
23番	日 高 陽 一	（ 同 ）
24番	内 田 理 佐	（ 同 ）
25番	川 添 博	（ 同 ）
26番	荒 神 稔	（ 同 ）
27番	岡 師 博 規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷 恵 美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井 本 英 雄	（自民党同志会）
30番	岩 切 達 哉	（県民連合立憲）
31番	重 松 幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32番	坂 口 博 美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	山 下 寿	（ 同 ）
34番	外 山 衛	（ 同 ）
35番	武 田 浩 一	（ 同 ）
36番	丸 山 裕次郎	（ 同 ）
37番	中 野 一 則	（ 同 ）
38番	山 下 博 三	（ 同 ）
39番	野 崎 幸 士	（ 同 ）

欠席議員（1名）

10番	齊 藤 了 介	（宮崎県議会自由民主党）
-----	---------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重黒木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	児 玉 憲 明
福 祉 保 健 部 長	渡久山 武 志
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	川 北 正 文 明
農 政 水 産 部 長	殿 所 大 仁
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 次
宮崎国スポ・障スポ局長	山 下 栄 勝 也
会 計 管 理 者	米 良 浦 直 康
企 業 局 長	松 浦 久 人
病 院 局 長	吉 村 幸 優
財 政 課 長	池 田 淳 一 郎
教 育 長	黒 木 津 久 友
公 安 委 員 長	島 居 秀 一
警 察 本 部 長	平 居 野 美 奈 子
代 表 監 査 委 員	川 野 藤 健 司
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	小 牧 直 裕
事 務 局 次 長	海 野 由 憲
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 長 補 佐	松 本 英 治
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	青 野 奈 月

◎ 議席の一部変更

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 常任委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

まず、議案第1号から第21号まで及び第23号から第33号までの各号議案、並びに請願第8号から第12号までの各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和6年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号は、令和6年台風第10号災害対策及びその他必要な経費について措置するもので、18億4,900万円余の増額となっております。

次に、議案第23号は、国の令和6年度補正予

算(第1号)のうち、国土強靱化等の公共事業に係るもの及び職員等の給与改定に係るものに要する経費について措置するもので、395億5,100万円余の増額となっております。

両議案を合わせた歳入財源の主なものは、国庫支出金192億900万円余、県債146億9,900万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,193億6,200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1億1,300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は213億3,900万円余となります。

総務部の補正予算は、一般会計で3億6,100万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,426億9,200万円余となります。

また、宮崎国スポ・障スポ局の補正予算は、一般会計で1,300万円余の増額であり、補正後の予算額は208億5,800万円余となります。

次に、東九州新幹線等調査結果についてであります。

これは、本県の新幹線整備に向けた基礎資料として、東九州新幹線の「日豊本線ルート」及び「鹿児島中央先行ルート」並びに「新八代ルート」の3ルートの調査を実施したものであります。

このことに関連して委員より、「新幹線整備は、整備計画路線に格上げされたとしても、部分開業まで約40年という長期的な事業となる。今回調査した3つのルートのうち、県としてどの方向を向いて進んでいくのか、いずれは知事が判断すべきものと考えているが、今後予定している動きはあるのか」との質疑があり、当局より、「今回の調査は県民の機運醸成が目的であり、国がどう動くか不透明な中で、期限を設定してルートを選定する予定はない。東九州新

幹線の実現を求めていく姿勢に変わりはなく、今回行った調査などを通して、早期整備に向け、引き続き国に要望してまいりたい」との答弁がございました。

当委員会といたしましては、新幹線整備に関する県民の機運を盛り上げていくためにも、新幹線が開通することによる経済効果の調査やシンポジウムの開催など、今後も議会や県民への積極的な情報提供に努めていただくよう要望いたします。

次に、災害支援物資拠点施設整備事業についてであります。

これは、県の物資の備蓄機能と国からの支援物資を効率的に配送できる機能を兼ね備えた災害支援物資拠点施設を整備するものであり、令和6年6月に完了した施設全体基本設計等を踏まえ、地盤対策や雨水排水対策等が必要になることに伴い、追加の設計を行うため、必要額を増額するものであります。

このことについて委員より、「災害支援物資拠点施設は、いつ起こるか分からない災害に備えるための、本県の物資備蓄や輸送拠点となる非常に重要な施設である。今回、追加の設計が発生したことにより、施設の整備に遅れが生じているが、その要因の分析をしっかりと行っただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎国スポ・障スポに要する経費についてであります。

このことについて委員より、「国スポ・障スポ施設の整備費用が物価高騰等により増加しているが、人口減少が進む中、国スポ・障スポ後の施設の活用が大きな課題であると考えている。これらの施設を本県のレガシーとして残すために、どのような協議を行っているのか」との質疑があり、当局より、「国スポ・障スポ後

の活用を見据え、プロチーム等の視察に丁寧に対応するとともに、国スポ・障スポ施設が本県のレガシーとなるよう、商工観光労働部や教育委員会と施設の活用についての協議を継続して行っている」との答弁がございました。

また、想定されている大会運営経費には、今後の物価高騰や人件費上昇などが考慮されておらず、精査はこれからとなる旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、将来にわたり有効活用される施設とするためにも、各部局や市町村との連携はもちろん、経費についてもしっかりと精査していただき、議会にも引き続き丁寧な説明をしていただくよう要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願4件の計9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が台風第10号により被災した社会福祉施設等の復旧に要する経費として2,600万円余を、議案第23号が職員の給与改定に伴うもので2億6,500万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,360億7,900万円余となります。

次に、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）の素案についてであります。

このことについて委員より、「この条例では、こどもの意見表明権について、どのような措置を講じているのか」との質疑があり、当局より、「一時保護施設の入所児童に対し、その意見または意向を尊重した支援に取り組まなければならないと規定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、こどもの意見表明権は、子供たちが権利の主体であることを社会全体で認識するとともに、その権利を保障し、健やかな成長を後押しするものであると考えていることから、法制度の整備を含め、子供たちが自らの意見を表明できる体制づくりに努めていただきますよう要望します。

次に、宮崎県社会的養育推進計画の素案についてであります。

このことについて委員より、「この計画は、今までとどのように違うのか」との質疑があり、当局より、「子供の利益実現のため、施設への措置が可能であっても、里親に預けることを優先する理念に基づき、計画を策定している」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「里親への委託が低迷しているのは、どのような理由か」との質疑があり、当局より、「里親を引き受ける人が少

ないこともあるが、実親の里親への委託に対する抵抗も大きな要因となっている。そのため、実親に対し丁寧な説明を行い、同意を取るよう進めている」との答弁がありました。

当委員会としましては、家庭養育を推進し、計画を実効性のあるものとするため、里親制度の周知と理解促進の取組をより一層進めていただくよう要望します。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うもので、病院事業費用について8億3,500万円余の増額補正を行うものであります。

次に、県立病院事業の令和6年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて委員より、「今年度決算における純損益は、33億8,900万円余の赤字の見通しだが、経営計画としては想定内になるのか」との質疑があり、当局より、「宮崎県病院事業経営計画2021の収支計画と単純比較した場合、純損益は8億1,200万円余、計画を下回っている。その要因としては、給与改定が最も大きく、加えて物価高騰が想定を超すスピードで進んでいることである。今年度の診療報酬改定は、薬価を除く本体部分が0.88%の増額改定にとどまり、物価高騰等の影響にさらされている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高齢化の進展に伴い、医療需要が増大、多様化する中、県立病院には地域のニーズに応え、適切な医療を提供することが求められていると考えておりますので、計画を適時適切に見直すなど、たゆまぬ改善により、持続可能な経営を進めていただくよう要望します。

次に、「宮崎県に対し、精神障がい者を県の

重度障がい者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書」についてであります。

当委員会といたしましては、財政負担が見込まれるものではありませんが、精神障がい者は身体障がい者や知的障がい者と同等に扱っていただきたく、当請願を採択したものであります。

当局におかれては、市町村等と連携し、実現に向けて検討していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕 おはようございます。御報告申し上げます。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が企業立地の促進やツール・ド・九州2025大会の開催準備に要する経費として8,000万円余を、議案第23号が職員の給与改定に伴う人件費として7,300万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は500

億900万円余となります。

このうち、新規事業「ツール・ド・九州開催事業」についてであります。

「ツール・ド・九州」は、九州地方知事会と九州経済連合会などが一体となり、九州全体でのサイクルツーリズムの推進を図るために開催する国際自転車ロードレースであり、来年10月に本県での開催が決まった「ツール・ド・九州2025」大会に向け、コース設計や広報活動など大会開催の準備を行うものであります。

このことについて委員より、「大会に向けた準備や情報発信についてどのように行っていくのか」との質疑があり、当局より、「開催に当たり、自転車の競技別の誘致部会をつくり、関係団体との協議を深めるなどして、サイクルツーリズムの推進を行っていく。また、当日の大会状況については、解説つきでライブ放送され、その中で観光地各所の紹介も行われるため、観光の推進にも寄与すると考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「国スポ・障スポを間近にして、自転車競技も競技力を強化していく必要があるので、関係団体を巻き込んで競技力向上を図っていただきたい。また、サイクルツーリズムによる観光の推進にも努めていただきたい」との要望がありました。

次に、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、旅券発給手数料について、これまで書面申請とオンライン申請で同額の2,000円であったものを改定し、書面申請を2,300円、窓口での受付事務が不要となるオンライン申請を1,900円とするものであります。

このことについて委員より、「県内のパスポートの所持率はどのくらいか」との質疑があ

り、当局より、「県内のパスポート所持率は8.2%となっている。国際化の推進のためにもパスポートの取得率を上げることは大変重要だと認識している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今年の11月以降、国際定期便が再開・増便となったことに加え、オンライン申請が安くなることを機にパスポートの取得率を上げ、国際化を推進してほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が台風第10号災害関連の経費として7億5,700万円余を、議案第23号及び第25号が防災・減災、国土強靱化及び職員の給与改定に係るものに要する経費として260億9,600万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,121億5,500万円余となります。

次に、民事訴訟事件の和解についてであります。

これは、串間市の福島港岸壁を損傷させた船主等を相手に、原状回復工事費等の損害賠償を求めた訴訟について、裁判所からの和解勧告があり、和解を受け入れるものであります。

このことについて委員より、「係留施設の使用許可条件には原状回復義務が明記されていたのか」との質疑があり、当局より、「使用許可条件に原状回復義務は明記されており、原状復旧するように戒告処分を行うなど、再三要求は行ったが、数年経過しても原状回復されなかったため、県が代執行を行い、原状回復に要した経費を請求するために訴訟を起こしたものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後、同様の事

態が発生した場合は、迅速に復旧に向けて話しを進め、使用許可条件を遵守させ、早急に原状回復させるよう徹底していただくことを要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で5億4,500万円余を、議案第23号が一般会計で44億8,400万円余を、議案第24号が特別会計で70万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は276億2,500万円余となります。

このうち、松くい虫伐倒駆除事業についてであります。

これは、松くい虫被害が急増しているため、被害木の伐倒駆除を早急に実施し、被害拡大を防止するものであります。

このことについて委員より、「松くい虫の被

害により松林が枯れ、防風林としての機能が果たせなくなっている。毎年予算を計上して駆除事業を行っているが、抜本的な対策は検討しているのか」との質疑があり、当局より、「現在、松くい虫の駆除だけでなく、被害木の伐倒後に、抵抗性松を植栽しているが、今後は、他の樹種も検討しながら対策を行っていく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、松くい虫被害が広がる前に早期駆除対策を講じるとともに、松くい虫被害の抜本的対策のため、専門的な知見も取り入れながら、抵抗性松の植栽なども含め、優先的に実施していただくよう要望します。

次に、宮崎県産業廃棄物税条例についてであります。

このことについて委員より、「数年後に太陽光パネルの大量廃棄が懸念されるが、宮崎県は他県と比べてリサイクル率が低く、リサイクル業者の育成が必要であると思うが、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「リサイクル業者の育成は大変重要であると考えている。当条例は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進等に要する費用に充てることを目的としており、引き続き、リサイクル業者の育成や県民への普及啓発に係る取組を進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

このことについて委員より、既設盛土の調査状況について質疑があり、当局より、「県内には約6,000か所の盛土があると把握しており、災害危険区域や住宅地といった重要なところから先行して調査を実施しているところである」と

の答弁がありました。

また、同じ委員より、「調査により危険な盛土が発覚した場合、埋め戻し等を指導した上で、許可申請に係る手数料を徴収することはできるのか」との質疑があり、当局より、「今回の手数料は新たな許可申請に伴うものが対象となる。既設盛土については、危険な箇所があった場合に指導を行い、是正していく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、違法性や危険性のある盛土等に対し、法的な部分をしっかりと固めた上で、関係機関とも連携しながら、その是正に向けて取り組んでいただくよう要望します。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で3億700万円余を、議案第23号が一般会計で46億5,400万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は484億9,200万円余となります。

次に、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置についてであります。

このことについて委員より、「養鶏農場と家畜保健衛生所の2か所で簡易検査を実施した後に防疫対策本部会議を開催しているが、農場での簡易検査後に防疫対策本部会議を開催することで、より早く防疫措置を実施することはできないのか」との質疑があり、当局より、「検査機関である宮崎家畜保健衛生所で改めて同一検体を検査する必要がある。防疫対策については、農場での簡易検査での陽性確認後、速やかに動員や資材の準備、消毒ポイントの設置場所の検討などに着手している」との答弁がありま

した。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願1件の計12件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、決定いたしました。

なお、議案第20号については賛成多数により、その他の議案については全会一致、請願第12号については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うもの、及び国の補正予算を受け、県土整備部が多目的ダム改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであります。

このうち、議案第27号は電気事業会計について、収益的支出の事業費及び資本的支出で4億3,300万円余の増額を行うもので、補正後の事業費及び資本的支出の合計額は116億円余となります。

また、議案第28号は工業用水道事業会計につ

いて、議案第29号は地域振興事業会計について、それぞれ収益的支出の事業費を増額するもので、補正後の合計額は、工業用水道事業会計が4億5,600万円余、地域振興事業会計が3,100万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴い、28億5,400万円余を増額するものであり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,225億2,400万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、これまで指定管理を行ってきた宮崎県総合運動公園有料公園施設、宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場に加え、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場並びに宮崎県プールについて、指定管理者制度を導入し、令和7年度以降の指定管理者を指定するものであります。

このことについて委員より、「今回、申請者がそれぞれ1者しかいなかったことについて、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「募集期間を2か月間設定していたが、応募がなかったため、次回の公募の在り方や周知方法について検証していきたい」との答弁がありました。

さらに委員より、指定管理者候補の審査方法について質疑があり、当局より、「候補者から提出があった事業計画について、実績に基づいた内容であるのかなど、選定会議において確認を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、競争性が働いていないことに強い懸念を抱いていることから、今後、施設の利活用を広げていくための企画に

配点を増やすなど、選定基準・審査項目・配点等を再考するとともに、経営的な視点を持ちながら、各種関係団体と連携して運営していただくよう要望します。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴い7億3,300万円余を増額するものであり、一般会計の補正後の予算額は306億6,500万円余となります。

次に、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用開始に伴い、免許の新規取得や更新時等のマイナ免許証に係る手数料等を新設するものであります。運用開始後は、従来の免許証とマイナ免許証の2種類となり、本人の希望により、どちらか一方、または両方を所持することも可能となります。

このことについて委員より、「新規免許取得時に、従来の免許証のみの場合が、マイナ免許証のみの場合と比べて手数料が高いのはなぜか」との質疑があり、当局より、「従来の免許証のみの場合は、新たに印刷する費用、台紙代、人件費がかかることから、マイナ免許証と比較すると高くなっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新たな手数料の新設が令和7年3月に差し迫っていることから、県民が混乱しないように、広くかつ丁寧に広報していただくことを要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてそ

の取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案について、議案第1号、第6号、第20号及び第33号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」については、議案第20号「公の施設の指定管理者の指定について」と関連がありますので、併せて討論いたします。

今回の補正予算(第7号)については、一般会計予算に18億4,954万円余を追加し、総額を6,798億1,047万円余とするものです。内容は、主に台風被害に対する災害復旧事業などで、県民にとって必要かつ重要な予算であることは論をまちません。

問題としているのは、債務負担行為に、県有スポーツ施設整備事業として、プール整備運営事業が追加補正されていることです。期間は令和6年度から令和21年度まで、限度額11億4,888万6,000円です。

このプール整備事業には、民間の資金を活用

するとしたPFI手法が導入され、民間事業者「ひなたメドレー株式会社」が設計、建設、運営、維持、管理を行うとされており、今議会で、このひなたメドレー株式会社を指定管理者として指定する旨の提案がなされております。指定期間は、令和7年1月から令和22年3月までと、15年3か月もの長期にわたります。

このPFIについては、これまでも問題点を指摘してまいりましたが、国が法制化したPFI法の下、地方公共団体が行う公共事業にPFIを導入して、民間に新たな事業と運営権を委ね、公共サービスを産業化していくやり方が位置づけられ、まさに大企業やゼネコンのための新事業づくりと言わなければなりません。

このPFI事業は、国内でも、様々な事故における責任の所在の曖昧さなども指摘されています。料金の設定をはじめ公共施設としての政策目的が損なわれ、その在り方が問われることにもなるのではないのでしょうか。

暗にコスト削減をもって、また民間は事業運営のノウハウを持っているからと、PFI事業導入で利益を目的とする事業者の意向が優先され、施設としての公共性が形骸化することが懸念されます。公が行うべき仕事を民間任せにすべきではなく、公が責任を持って行うべきであり、この指定管理者の指定についても反対するものです。

次に、議案第6号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

雇用保険法の改正に伴い、県条例の一部を改正するものです。

これまで、離職した人が、就職活動において就業手当や、離職前の賃金より、再就職後の賃金が低下していた場合に、低下していた賃金の6か月分を支給する手当として就業促進定着手

当が設けられていましたが、今回の改定で、この就業手当の廃止とともに、就業促進定着手当も上限を支給残日数の20%に引き下げるなどの改定となっており、認められないものです。

次に、議案第33号「知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の特別職等の給与改定に準じて、知事や議員など、特別職の期末手当の引上げを行うとするものです。

人事院・人事委員会勧告による職員給与や手当を引き上げることは当然のことです。しかし今、異常な物価高騰が長期化する中、県民所得は伸び悩み、消費税の負担、国保税や介護保険料の引上げなど県民負担が増大する中で、個人消費の落ち込みは地域経済にも影響を及ぼしています。

こうした状況の中で、知事をはじめ特別職の期末手当を引き上げるなどは、県民の生活実態、県民感情からしても、決して好ましいとは言えません。県民の納得は得られないのではないのでしょうか。今回の特別職に係る期末手当引上げの提案には賛成できません。

続いて、請願についてです。

常任委員長報告で不採択とされました、新規請願第8号、第10号及び第12号について、また、継続審査とされた請願第11号について、いずれも採択を求めるものです。

請願第8号は、現行保険証とマイナ保険証の両立を求めるものであり、第10号は、現行保険証の存続を求めるものです。

12月2日をもって、「現行（紙）の健康保険証は廃止する」とする政府ですが、現在においてもマイナ保険証をめぐるトラブルが多数発生する中で、利用率は全国でも県内でも2割にも

届いていないのが実情です。県民にも、このまま行って診療が受けられるのだろうか、心配の声が寄せられています。

請願者は、マイナ保険証をなくせと言っているわけではありません。安心して医療を受けるためにも、現行保険証とマイナ保険証の両立を願い、現行の健康保険証を残してほしいとの請願者、県民の思いは至極当然であり、しっかりと受け止め、国に届けることが県議会の役割ではないでしょうか。

第12号については、公立小中学校の教育条件の改善を求めるものです。

教職員が安心して働ける環境の整備を求め、教員定数を増やすこと、そのためにも国庫負担率を元に戻すこと、少人数学級の実現などなど、全ては子供たちの学ぶ権利を保障するためのものであり、請願者の意をしっかり受け止めるべきだと思います。

また、医療機関への財政支援や診療報酬の再改定を求めた請願第11号は、地域医療を担う医療機関が総じて厳しい経営状況に置かれる下で、県民の命と健康を守るとりでとして、地域医療や医療従事者を守るための支援を求めているものです。県民にとっても喫緊の課題と言えます。県行政にも国にもしっかり届けることが重要です。

これらの請願は、いずれも県民の安心・安全な暮らしと子供たちの学びにとって切実なものです。不採択と切り捨てず、また、継続審査と先延ばしにせず、請願者の意思を十分に尊重して、採択を強く求めるものです。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて討論いたします。以上です。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第6号、第20号及び第33号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第6号、第20号及び第33号について、一括お諮りいたします。

これらの議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、議案第1号、第6号、第20号及び第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第5号まで、第7号から第19号まで、第21号及び第23号から第32号まで採決

○濱砂 守議長 次に、議案第2号から第5号まで、第7号から第19号まで、第21号及び第23号から第32号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第12号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第12号についてお諮りいたします。

〔渡辺正剛議員退席・退場〕

○濱砂 守議長 本請願に対する委員長の審査

結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

〔渡辺正剛議員入場・着席〕

◎ 請願第8号及び第10号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第8号及び第10号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第9号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますの

で、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和6年12月10日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 日高 陽一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

避難所生活改善等に対する意見書

議員発議案第2号

民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書

◎ 議員発議案第1号及び第2号追加上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号及び第2号の両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号及び第2号の両案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号及び第2号の両案について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○濱砂 守議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付

のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○濱砂 守議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

横田照夫氏、河野哲也氏、町元真也氏、成合修氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、

て、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

亀田博昭氏、谷口真理子氏、小川真弓氏、福島幸徳氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人とし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと21日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられますよう心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、令和6年11月定例会を閉会いたします。

午前10時53分閉会